

執筆者:

E-mail✉ [石田 康平](#)E-mail✉ [菊地 隆志](#)

1. はじめに

2023年6月12日に公布、施行された商業登記規則等の一部を改正する省令において、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約登記規則の一部の改正がなされました(以下「本改正」といいます。)。本改正は、投資事業有限責任組合(以下「LPS」といいます。)の無限責任組合員(以下「GP」といいます。)として有限責任事業組合(以下「LLP」といいます。)を登記すること(以下「本件登記」といいます。)を前提とする改正であり、今後は本件登記を行うことが認められることとなりました。

今後 LPS を組成するにあたり当該 LPS の GP を LLP とするストラクチャー(以下「本ストラクチャー」といいます。)を採用する場合及び従前組成された LPS において本ストラクチャーが採用されていた場合においては、本改正による影響を踏まえ、今後の対応を検討する必要があります。

2. 本ストラクチャー及び本件登記に関する従前の取扱いとその問題点について

本ストラクチャーについては、LLP の組合員における有限責任制や税務上のメリット等を理由に実務上採用されるニーズが従前から一定程度あり、投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「投有責法」といいます。)の解釈として GP を法人に限定する必要はなく、LLP その他組合組織が GP となることも可能と解される一方で、本件登記ができるかについては、登記実務上の運用における過去の変遷はあるものの、直近の扱いとしては否定されていました。

具体的には、2011年4月に経済産業省産業組織課から、「投資事業有限責任組合に関する最近の問い合わせ事例に対するFAQ集」が公表され、GPにつき投有責法上の資格制限はないが、氏名または名称及び住所の登記が可能か否かは別途留意が必要との見解が示されていました。経済産業省の前記公表資料では、実際の登記実務の取扱いがどのようになっているかについては言及されていませんが、登記実務上は自然人または法人のみにしか GP として登記することが認められていないことは一般に認識されており、経済産業省もかかる取扱いが存在していることを前提とした上で当該公表を行ったものと思われます¹。

その後、当事務所から2015年11月頃に法務局に照会を行ったところ、2014年頃から登記実務上の運用が変更され、本件登記が可能となったとの見解が示され、その頃に組成された LPS において LLP を GP として登記されている事例も実際にいくつか存在しておりました。しかし、その後法務局において運用方針の変更があり、遅くとも2018年2月頃には本件登記を行うことはできないとする運用に再度変更されていました。

そのため、本改正の施行前においては、登記実務上において本件登記はできないとする取扱いとなっていました。これを受けて、実務上は、LLP 自身ではなく、その組合員の全部または一部を LPS の GP として登記する対応が取られていました²。

このような対応により、当該 LPS の投資事業有限責任組合契約上の GP が LLP であるにもかかわらず、当該 LPS の登記上においては GP として当該 LLP の組合員が表示されることになるところ、これにより法的には以下の問題が生じ得るといえます。すなわち、第三者が当該 LPS の GP に何らかの責任追及を行おうとするに際して、当該 LPS の登記の表示に従い、当該 LPS

¹ 当事務所編『ファイナンス法大全(上)』307頁

² LLP の組合員の全員を LPS の GP として登記する例や、LLP の組合員の間で登記上の GP として表示される代表者を定め、当該組合員のみ登記する例が存在していました。

の投資事業有限責任組合契約上の GP ではない LLP の組合員に責任追及を行った場合においても、投有責法第 4 条第 2 項³により、LPS の GP として登記上表示される LLP の組合員が第三者から無限責任を追及される可能性が否定できないこととなっていました。

3. 本改正と関連する通達の概要について

本改正においては、印鑑の提出に係る規定(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第 3 条)、添付書類に係る規定(同規則第 4 条)及び登記申請書に添付すべき書面(同規則第 7 条)について、本件登記を行うことを前提とした規定が設けられました。

また、本改正の公布、施行がなされた日と同日である 2023 年 6 月 12 日付の法務省民事局長による法務局局長及び地方法務局局長宛の「商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」(法務省民商第 113 号)においては、

- ① LLP を LPS の GP とする登記申請について、該当の LPA に LLP を GP とする記載がある場合に限り、受理して差し支えない旨、
 - ② GP が LPS の清算人となる場合において、LLP を当該清算人とする LPS の清算人の登記申請について受理して差し支えない旨及び
 - ③ LLP の組合員が GP として登記されている既存の LPS につき、当該 LLP を GP とする LPA を添付して更正登記の申請がなされた場合には、受理して差し支えない旨
- が記載されています。

以上の本改正と関連する通達を踏まえると、今後 LPS を組成する場合において本ストラクチャーを採用する場合には、当該 LPS の投資事業有限責任組合契約に GP として規定される LLP を、当該 LPS の登記においても GP として登記することが可能となったことに加えて、従前組成された LPS において、当該 LPS の投資事業有限責任組合契約において LLP を GP としたにもかかわらず、登記上においては当該 LLP の組合員を登記していた場合においては、当該 LLP を GP とする更正登記の申請を行うことが可能になったということになります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³ 投有責法第 4 条第 2 項において「故意または過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。」と規定されています。